

# 公募研究事業実施規程

(事業の目的)

第1条 産業カウンセリングの諸活動の発展に寄与するため、一般社団法人日本産業カウンセラー協会（以下「協会」という）の正会員（以下「会員」という）から研究テーマを公募し、その研究活動を支援することを目的とする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、公募研究者（以下「研究者」という）が提出した研究予算の経費の一部に対する補助（以下「支援金」という）、および研究内容について必要に応じて研究者に対して行う助言とする。

(支援の対象となる研究)

第3条 支援の対象となる研究は、次の分野に関する問題について会員が自主的に設定し、応募した研究とする。

- (1) メンタルヘルス対策への援助
- (2) キャリア開発への援助
- (3) 職場における人間関係開発への援助
- (4) 協会活動（相談室、講座、実技指導など）

(支援の対象者)

第4条 支援の対象となる研究者は、公募研究申請年度において協会「定款」第6条に定める「正会員」として登録されている者とする。

2 研究者が複数の場合は、筆頭の研究者および過半の研究者が正会員であることとする。

(支援の期間)

第5条 支援の期間は、公募研究募集年度を初年度とした2年度間とする。

2 申請期間が2年度間より短期間の場合は、その期間を支援期間とする。

(公募研究の募集)

第6条 公募研究の募集は、原則として1年度おきに必要な事項を定めて公示するものとする。

2 当該年度に採択される研究が無い場合、あるいは少ない場合は、翌年度に新規に募集することができる。

(公募研究への応募)

第7条 公募研究に応募しようとする者は、別に定める様式による「研究計画書」および関連する資料をその定める期間中に協会に提出するものとする。

(公募研究倫理の審査)

第8条 人を直接対象にした研究については、その倫理性を確保するために「研究倫理指針」を事前に公表し、それに則った研究計画書を提出させることとする。また、提出された研究計画書は、別に定める「研究倫理委員会」に審査を付託し、「研究倫理指針」に照らして不備がある場合は研究者に対して改善を勧告することができる。

(支援の対象となる研究の決定)

第9条 支援の対象となる研究の採択は、協会産業カウンセリング研究所所長を委員長とし、執行理事会で別途定めた委員若干名で構成する「公募研究委員会」において行う。

2 公募研究委員会は、応募のあった研究の研究計画書について公募研究事業の目的に照らして支援の必要性を次の6点で審査し、研究テーマおよび支援金の額を決定する。

- (1) 研究の結果およびその成果(物)が、今後の協会および会員の活動に役に立つか。
- (2) 研究の方法は、協会が別に定める「研究倫理指針」に適合しているか。
- (3) 研究の問題意識、仮説および方法は、論理の飛躍や矛盾がなく了解可能なものか。
- (4) 研究の方法およびスケジュールは、現実に実行可能か。
- (5) 研究の内容から考えて、研究費は適切か。
- (6) その他、委員独自の評価事項

3 公募研究委員会は、本条で審査した結果を、執行理事会に提出し、支援の対象となる研究について承認を得るものとする。また、その結果を当該研究者に通知するとともに会員に公表するものとする。

(公募研究の契約)

第10条 採択された研究の実施および支援金に関する事項について協会と研究者の間で「公募研究支援契約書」を交わすこととする。

(進捗状況の報告)

第11条 研究の進捗状況については、2年度の後期に研究者に中間報告を求めるほか、必要に応じて随時報告を求めることとする。

(研究成果物の提出および公表)

第12条 研究完了後、研究者に当該研究の成果をまとめた論文等を提出させ、公募研究委員会で査読、修正後、協会発行の会報に要旨を掲載するとともに協会のホームページに全論文、附表等の成果物を掲載するものとする。

附則

1. 本規程は2014年5月17日開催の理事会において決定した。
2. 本規程は、2014年5月17日から施行する。

以 上